

千葉市中期財政運営方針
～持続可能な財政構造の確立を目指して～

[令和4年度～令和7年度]

令和4年3月 策定

令和6年2月 更新

千葉市

目 次

1 策定の趣旨	1
2 更新（見直し）の趣旨	2
3 財政の現状と課題	
（1）収支状況等	3
（2）健全化判断比率	8
（3）適正規模の市債発行と全会計市債残高	9
4 今後の財政運営の基本的な考え方	
（1）財政運営方針	11
（2）財政運営方針を踏まえ特に取り組むべき事項	12

1 策定の趣旨

本市では、平成 21 年 10 月に「脱・財政危機」宣言を発出した後、財政危機を克服するため、財政健全化プラン（計画期間 第 1 期：平成 22～25 年度、第 2 期：平成 26～29 年度、第 3 期：平成 30～令和 3 年度）を策定し、財政健全化へ向け取り組んできました。

第 1 期財政健全化プラン策定当時の本市の財政状況は、平成 4 年度の政令市移行を契機とする積極的な都市基盤の整備により市債残高は増加し、市債償還がピークを迎える中リーマンショックによる大きな税收減が重なったことで、財政の硬直化が顕著となり、それまでのように市債や基金からの借入に過度に依存した財政運営を続けた場合、財政の健全化判断比率である実質公債費比率が早期健全化基準の 25%を超える可能性があるなど、危機的な状況に直面していました。

この危機的な状況を脱するため、平成 22 年 3 月に財政健全化の数値目標を定めた財政健全化プランを策定し、建設事業債等残高や債務負担行為支出予定額などの主要債務総額の削減を主要目標として設定するなど、市民の皆さまのご理解・ご協力をいただきながら、効率的な財政運営を着実に進めてきました。

その結果、実質公債費比率は平成 28 年度決算において政令市で唯一であった起債許可団体から脱却するとともに、将来負担比率は平成 27 年度決算で政令市ワーストを脱却したほか、主要債務総額や全会計市債残高の削減についても一定の効果が得られたことから、財政危機状態を脱したものと判断し、第 2 期財政健全化プラン期間中である平成 29 年 9 月に「脱・財政危機」宣言を解除しました。

また、宣言解除後も、第 3 期財政健全化プランを策定し、引き続き財政健全化へ向け取り組んできました。

今後の財政運営においては、これまでの財政健全化の取組みにより改善した各種財政指標の水準を維持しつつ、本市の持続的発展につながる都市機能の強化など、必要な投資もバランスを取りながら着実に推進し、再び危機的な状況に陥ることがないように、また、市民サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう、将来にわたって持続可能な財政構造を確立していく必要があります。

そこで、財政健全化プランにおいては、過去の負債の解消を目標に、主にストックの観点から主要債務総額などの数値目標を設定していましたが、今後は、財政運営の質の向上を目標に、主にフローの観点から基礎的財政収支（プライマリーバランス）など収支の状況に主眼を置くこととし、令和 4 年度から令和 7 年度を対象とする、中期的な財政運営の方針を策定することとしました。

2 更新（見直し）の趣旨

令和4年3月に本方針を策定した後、ロシアによるウクライナ侵攻などを背景とした原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰に加え、金利の上昇など、本市の財政をめぐる状況は一層厳しさを増しているところです。

こうした状況のもと、本市の財政については、市税収入が増加基調となっているものの扶助費や公債費などの義務的経費も増加していることに加え、今後は市有施設の更新に係る経費のほか、新清掃工場や新病院の建設に係る事業費の増嵩が見込まれるなど、厳しい状況が見込まれています。

一方で、そのような状況の中にあっても、持続可能な財政構造を確立し、将来にわたって市民サービスを安定的に提供していく必要があります。

そのため、本方針について、本市を取り巻く環境の変化を踏まえた現状に則したものとすべく、直近の決算等の状況を反映するとともに、本方針期間内の基金借入金の返済額を80億円程度から60億円程度に変更するといった見直しを行うこととしました。

3 財政の現状と課題

(1) 収支状況等

自主財源の根幹となる市税収入は近年増加基調となっているものの、扶助費や公債費などの歳出の半分を占める義務的経費も増加しており、収支は厳しい状況が続いています。

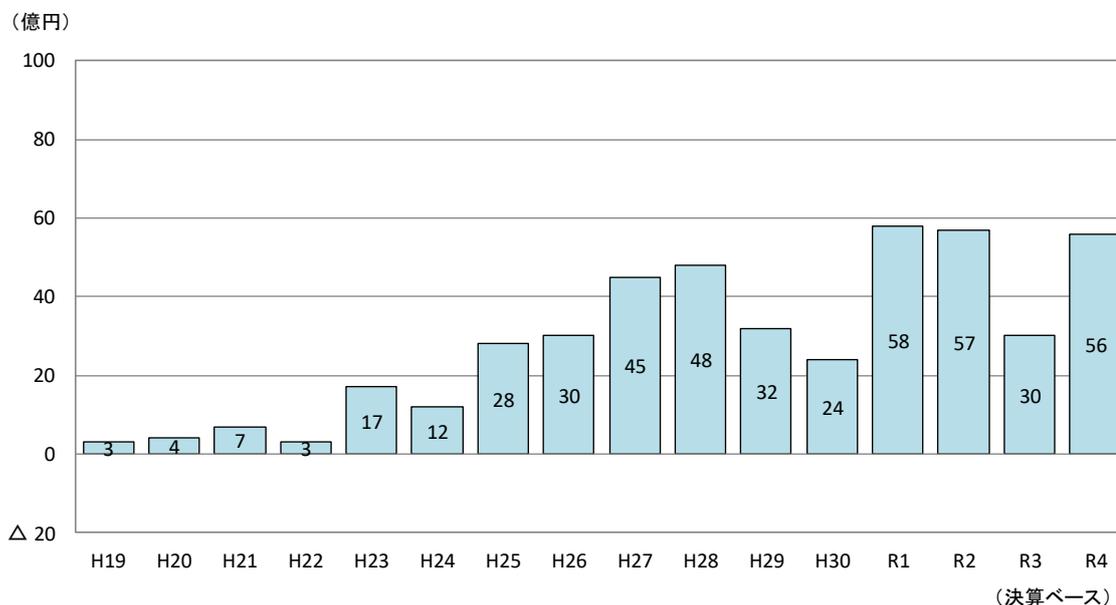
また、過去においては、財源不足に対応するため財政調整基金^{※1}の取崩しや基金からの借入に頼らざるを得ない状況にありましたが、財政健全化プランに基づく取組みにより、財政調整基金残高は近年回復傾向にあるほか、基金借入金残高も減少に転じています。

① 実質収支^{※2}（一般会計）

平成20年度前後は、過去に実施した都市基盤整備や、経済情勢の悪化により、基金からの借入を行うことでようやく実質収支を確保する厳しい状況でしたが、近年は、財政健全化プランに基づく、歳入確保・歳出削減の取組みにより、一定の実質収支を確保しているところです。

今後も自立した財政運営を行うため、引き続き実質収支の確保を図ることが必要です。（図表1参照）

【図表1】実質収支の推移



※1 財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

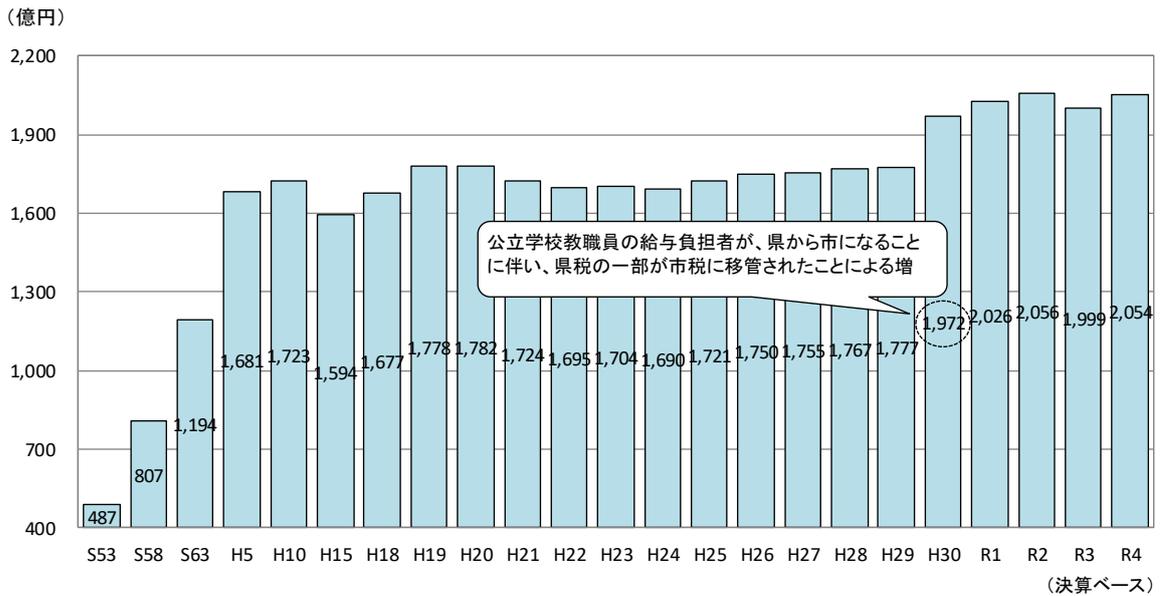
※2 実質収支 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支（歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。）から、翌年度に繰り越すべき継続費^{※3}（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで^{※4}繰り越すこと。）、繰越明許費^{※5}（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。

② 歳入（市税収入）

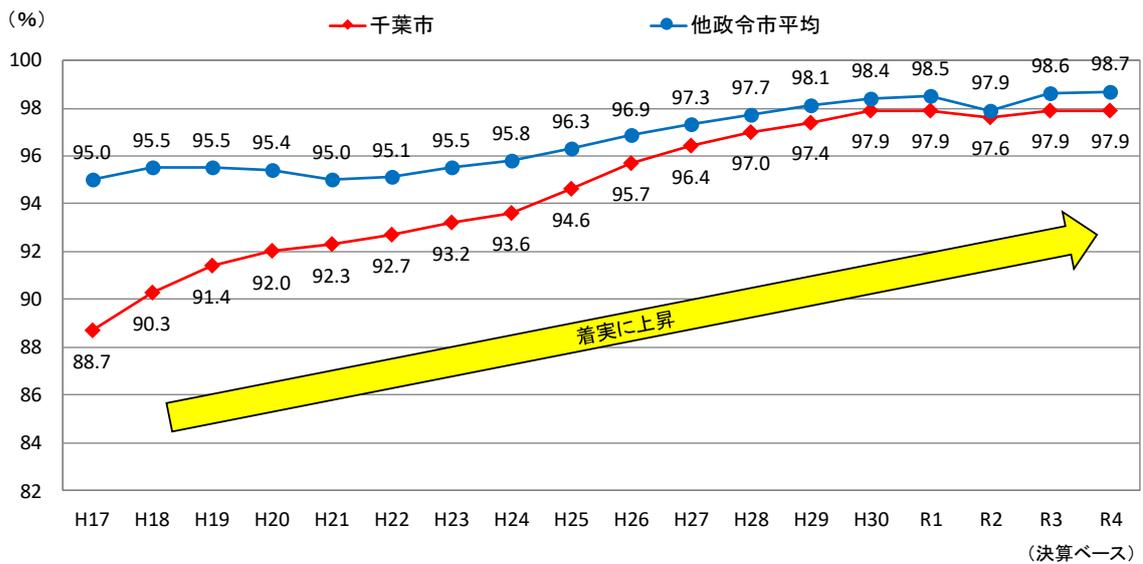
近年の市税収入については、平成 20 年度から平成 24 年度までは減少してきましたが、その後は増加に転じ、平成 30 年度については県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う税源移譲により大きく増加しました。（図表 2 参照）

また、本市の市税徴収率は、様々な徴収対策に取り組んできたことにより着実に上昇しています。（図表 3 参照）

【図表 2】市税収入の推移



【図表 3】市税徴収率の推移



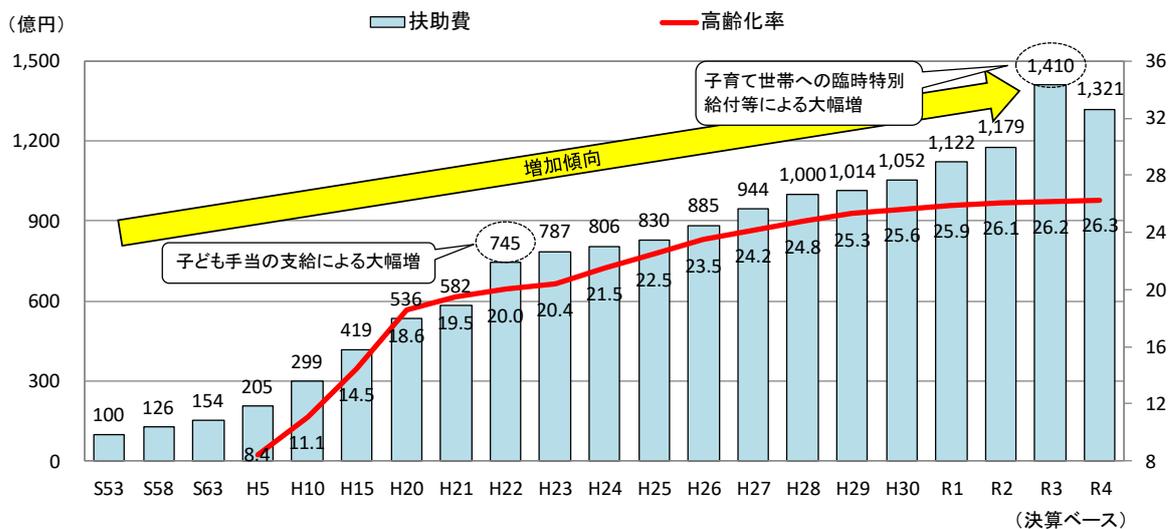
③ 歳出（義務的経費）

・ 扶助費^{※3}

近年の扶助費については、増大する民間保育園等の運営に係る給付費や、障害福祉サービス費などにより大きく増加してきました。

今後も、急速な少子高齢化の進展など、社会環境の変化に対応するため、医療・介護・子育てなど、福祉分野における各種支援の重要度が増すことが想定されることから、扶助費は増加していくものと見込まれます。（図表4参照）

【図表4】扶助費の推移



・ 公債費（普通会計^{※4}）

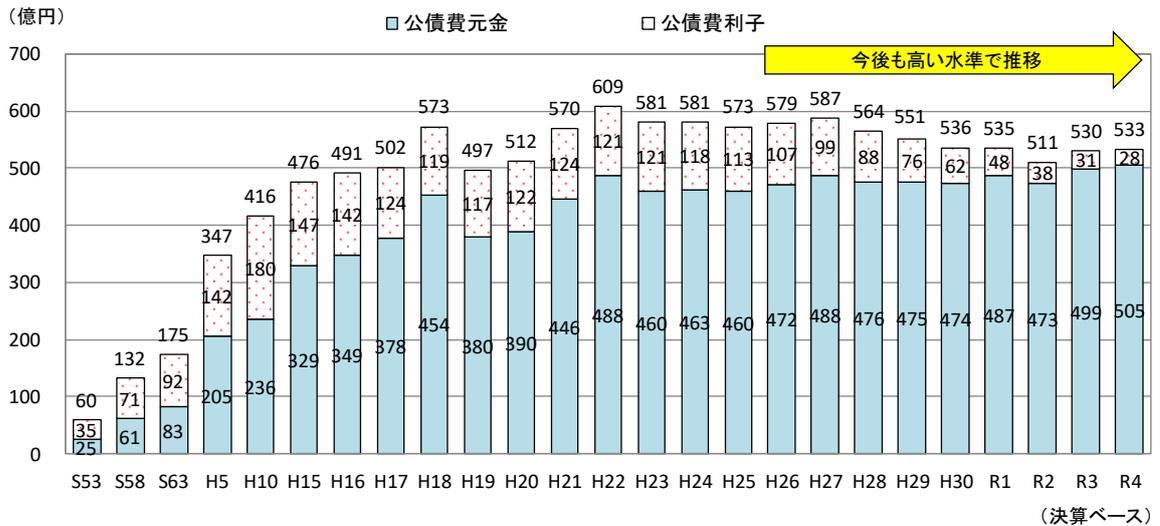
過去に発行した市債の元利償還金である公債費が大きな負担となっています。

近年は利率の低下によりピーク時に比べれば利払い負担は軽減されていますが、将来にわたり元利償還金は高い水準で推移していくものと見込まれます。（図表5参照）

※3 扶助費 社会保障制度の一環として地方公共団体が法令に基づいて支給する生活保護費などのほか、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※4 普通会計 地方公共団体間の財政指標の比較をしやすくするために設けられた統一的な会計区分。本市では、一般会計に霊園事業特別会計、都市計画土地区画整理事業特別会計、市街地再開発事業特別会計、公共用地取得事業特別会計、学校給食事業特別会計を加えたもの。

【図表 5】公債費の推移



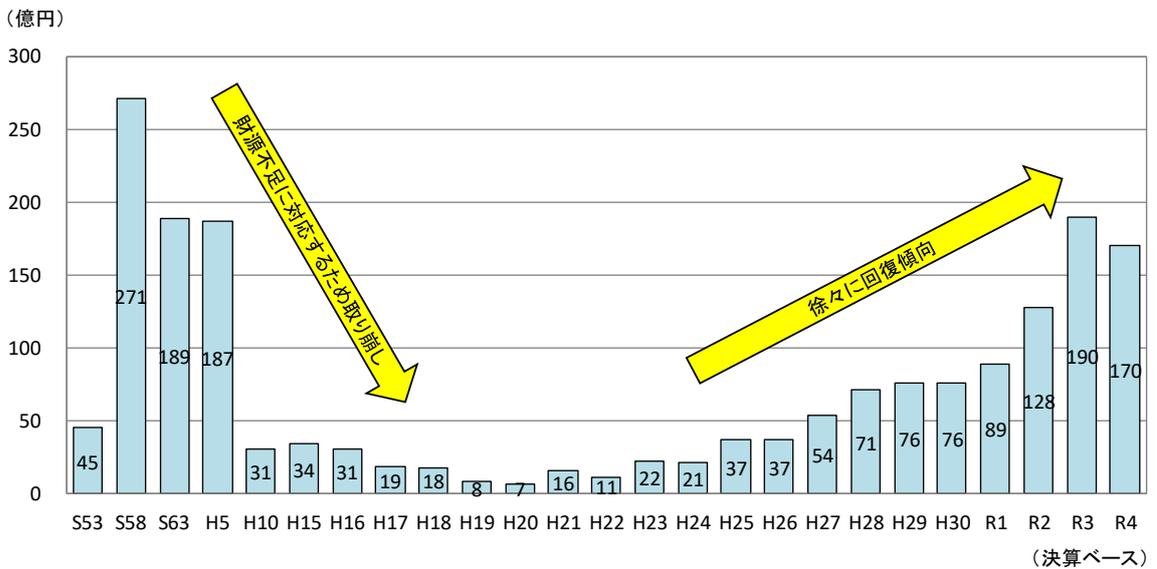
④ 基金

・ 財政調整基金残高

政令市移行に伴う都市基盤整備に対応するため、一時的に基金が枯渇しましたが、近年は回復傾向にあります。

今後も、予期しない歳入減や歳出増に対応するため、一定程度の残高を確保することが必要です。(図表 6 参照)

【図表 6】財政調整基金残高の推移

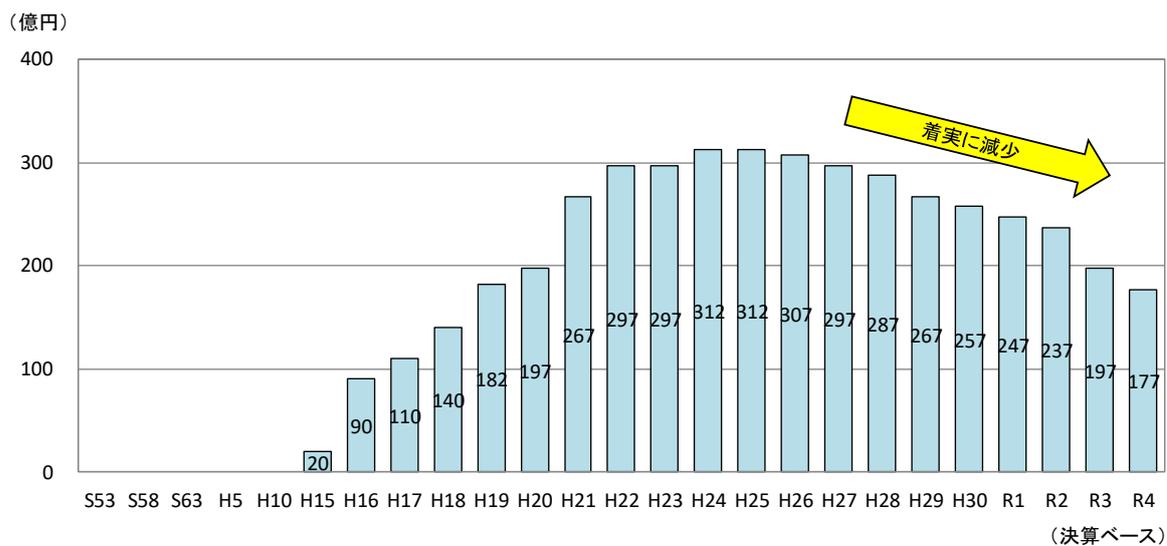


・ 基金借入金残高

収支不足に対応するため、やむを得ず実施した基金からの借入金残高は、財政健全化へ向けた取組みの一環として基金借入金を返済してきたことにより、平成 25 年度をピークに減少してきています。

しかし、いまだ借入金残高が多額となっているため、引き続き、基金借入金の着実な返済が必要です。（図表 7 参照）

【図表 7】 基金借入金残高の推移



(2) 健全化判断比率^{※5}

① 連結実質赤字比率^{※6}

平成 21 年度決算から発生していた連結実質赤字比率は、主要因となっていた国民健康保険事業の累積赤字について、「国保アクションプラン」に基づく収支の改善により解消したことから、平成 26 年度決算から生じなくなりました。

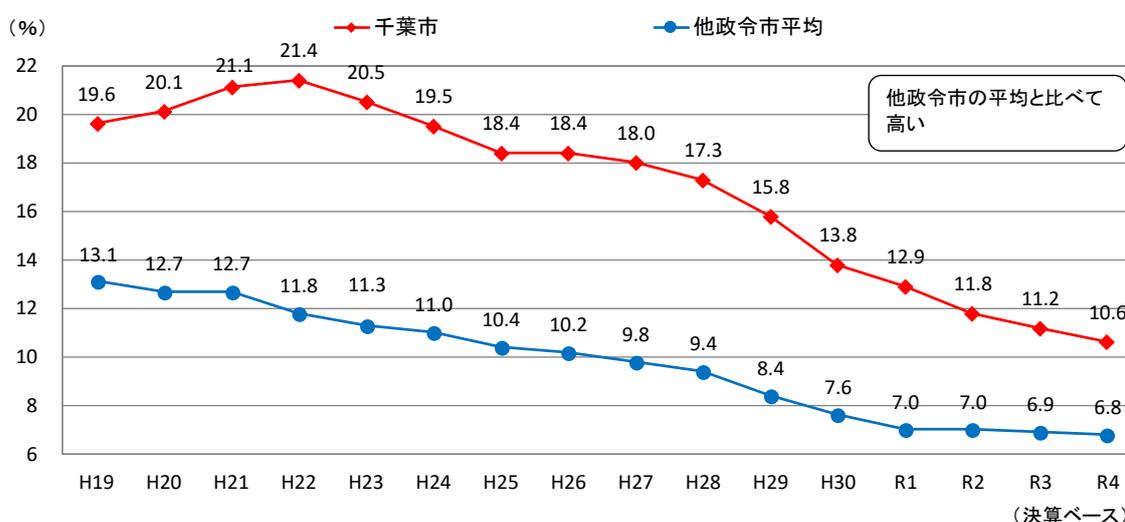
また、連結実質赤字比率は生じていなかったものの、平成 28・29 年度決算においては病院事業で資金不足^{※7}が発生していましたが、「市立病院改革プラン」に基づく経営改善もあり、平成 30 年度に資金不足を解消しました。

② 実質公債費比率^{※8}・将来負担比率^{※9}

実質公債費比率については、平成 28 年度決算で起債許可基準の 18%は下回ったものの引き続き政令市ワーストレベルであるとともに、将来負担比率についても、平成 27 年度決算で政令市ワーストは脱したものの引き続き高水準にあります。(図表 8・9 参照)

そのため、今後も基金借入金を着実に返済するとともに、比率の推移を踏まえた適正規模の市債発行とすることが必要です。

【図表 8】実質公債費比率の推移



※5 健全化判断比率 地方公共団体の財政の健全度を示す「実質公債費比率」「将来負担比率」「連結実質赤字比率」「実質赤字比率」の4指標をいう。財政健全化法に定められている指標で、4指標とも数値が高いほど財政状況は悪いとされる。

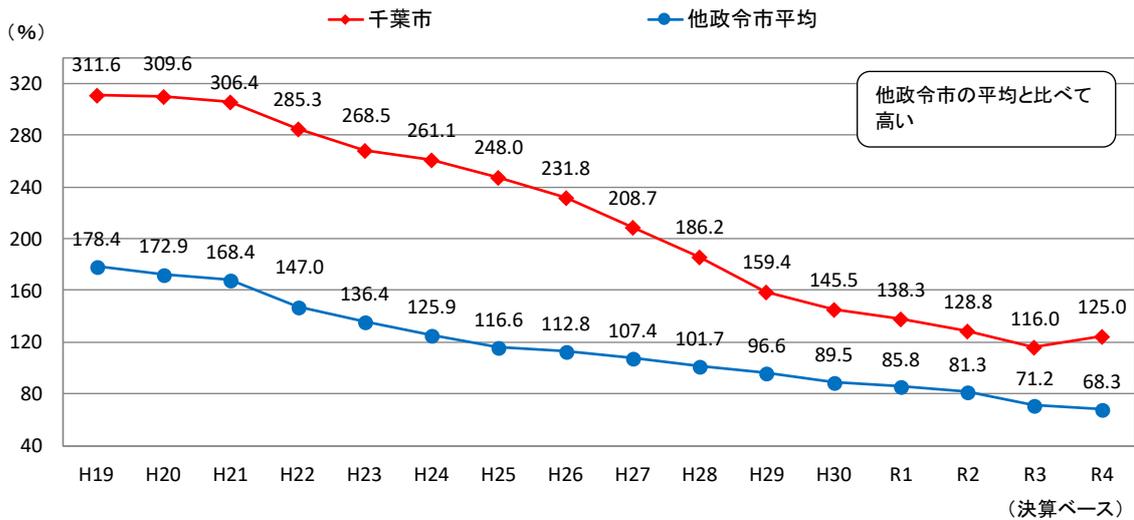
※6 連結実質赤字比率 公営事業を含む全会計の赤字額の合計が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※7 資金不足 公営企業ごとの資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

※8 実質公債費比率 地方公共団体が借入返済に充てている額が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※9 将来負担比率 公社や第三セクターなども加えた連結ベースで、地方公共団体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、1年間の標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

【図表 9】 将来負担比率の推移



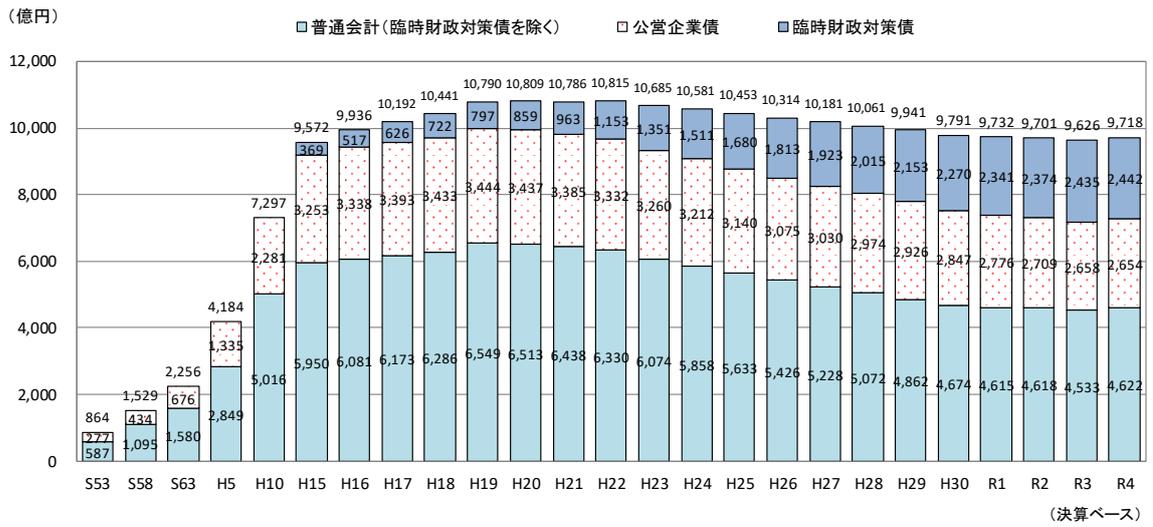
【図表 10】 R4 決算の健全化判断比率の状況

区分	千葉市	政令市中順位	他政令市平均	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	10.6	18位/20市	6.8	25.0	35.0
将来負担比率	125.0	15位/20市	68.3	400.0	
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00

(3) 適正規模の市債発行と全会計市債残高

財政健全化の取組みにより、これまで全会計市債残高は減少してきましたが、今後は公共施設の老朽化対策のほか、新清掃工場や新病院の整備をはじめとした市民の安全・安心に直結する事業など持続的発展に向けた市債の活用も必要となることから、市債残高が著しく増加しないよう、引き続き市債発行を適正規模とすることが必要です。(図表 11 参照)

【図表 11】 全会計市債残高の推移



4 今後の財政運営の基本的な考え方

(1) 財政運営方針

財政の健全性の維持・向上を図り、将来にわたり持続可能な財政構造の確立に向け、本市における財政の現状と課題を踏まえ、次に掲げる方針に基づき財政運営に取り組みます。

- 持続的発展に向け計画的に市債を活用するとともに、将来負担低減のため、市債残高を適正に管理し、中長期的に基礎的財政収支（プライマリーバランス）^{※10}の均衡を目指す。

プライマリーバランスは、過去の債務に対する元利払いを除いた歳出と、市債発行を除いた歳入との収支を表すものであり、黒字を維持することにより市債残高の抑制に繋がります。

- 健全化判断比率及び資金不足比率について、直近決算値（令和2年度）同水準の維持を目指す。

《令和2年度決算値》

- 「実質赤字比率^{※11}」：生じていない
- 「連結実質赤字比率」：生じていない
- 「実質公債費比率」：11.8%
- 「将来負担比率」：128.8%
- 「資金不足比率^{※12}」：生じていない

- 基金借入金について、期間内に60億円程度の返済を目指す。

基金からの借入金については、基金設置条例の趣旨を逸脱しない範囲で行っているが、あくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、可能な限り早期の返済に努めます。

※10 基礎的財政収支（プライマリーバランス） 社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費を、
税金等で賄えているかどうかを示す指標で、元利払いを除いた歳出と、市債発行等を除いた歳入の収支。

※11 実質赤字比率 一般会計等の赤字額の合計が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※12 資金不足比率 公営企業会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの位の割合を占めているかを示す。

(2) 財政運営方針を踏まえ特に取り組むべき事項

① 歳入確保に向けた取組の推進

i 税込等の確保

市税に係る課税客体についての的確に捕捉するとともに、千葉市債権管理対策本部のもと、市税・公共料金の徴収率の一層の向上に努めます。

また、滞納繰越分については、滞納整理の早期着手、早期処分などにより実効性のある徴収対策を講じ、その解消を図ります。

特に、市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道使用料については、統一滞納管理システムを活用することにより、これらの債権の滞納者を一元的に管理して滞納整理事務の効率化を図り、徴収率の向上及び滞納額の削減に努めます。

あわせて、企業立地の促進やM I C E^{※13}の推進、産学官連携による産業人材^{※14}の育成、事業者支援など、地域経済活性化のための各種施策を講ずることにより、民間投資や雇用を拡大し、将来の税源涵養へつなげていきます。

ii 公共料金の適正化

施設使用料などの公共料金については受益に応じた公平な負担となるよう、適正化を図ります。

iii ふるさと納税の受入れ

本市への関心や愛着をもっていただけるよう、“千葉市らしさ”を表現できるお礼の品の拡充などの取組みを推進することにより、寄附金収入の確保を図ります。

iv 効率的な資金運用の実施

市債管理基金に積み立てられた現金について、債券運用など、より効率的な資金運用を実施します。

② 効率的・効果的な事業執行の推進

千葉市行政改革推進指針に基づき、将来を見据えた事務事業のあるべき姿を定めた上で逆算思考^{※15}による戦略的な視点を持ちつつ、限られた財源を効率的に活用していくため、近年進展を見せるデジタル技術などを行政運営に積極的に取り入れ、最少の経費で最大の効果をあげるよう、不断の事務事業の見直しを行っていきます。

※13 M I C E 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関や団体、学会等が行う会議 (Convention)、展示会・見本市・イベント等 (Exhibition/Event) の総称であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなど、地域経済の活性化に資するものをいう。

※14 産業人材 本市の産業の成長を支える人材を広く指すもの。

※15 逆算思考 過去からの積み上げ型ではなく、将来のあるべき姿を定めた上で、今取り組むべきことを思考すること。

③ 公共施設マネジメントの推進

「千葉市資産経営基本方針」（令和2年3月改訂）に基づき、資産の効率的な利用や総量の縮減、長寿命化を図ります。

また、余剰となった資産については売却・貸付するなどにより活用します。

④ 公営企業の経営健全化

各会計における歳入の増加や歳出の削減により経営を健全化することで、今後も連結実質赤字比率が発生しないよう取り組みます。

i 病院事業

地域医療連携の強化による病床利用率の向上や診療報酬の確保等により収益の増加を図るとともに、経費・材料費等のあらゆる費用の削減を行います。

また、目標管理の徹底等により、経営管理体制の強化を図ります。

ii 下水道事業

施設の老朽化に伴う更新需要の増加が見込まれるほか、局地的豪雨による浸水対策、地震対策のための防災・減災対策が求められる中、「千葉市下水道事業中長期経営計画」（令和3年3月策定）を踏まえ、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続するため、経営基盤の強化と財務マネジメントの向上を図ります。

令和4年3月作成

令和6年2月更新

中期財政運営方針 ～健全な財政運営に向けて～

【令和4年度～令和7年度】

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局財政部資金課

電話 043(245)5078